

夏の省エネルギー対策

一人一人が実践しよう

夏場はエアコンの使用などにより、多くのエネルギーが消費されます。身近でできる省エネを心がけましょう。

- 室温は28℃を目安に設定する
- 電気機器の電源は入れたままにしない。長時間使わないときはプラグを抜く
- 冷蔵庫は整理整頓して効率的に利用する
- 煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する
- 風呂は冷めないうちに続けて入浴し、できるだけ追いだきをしな
- シャワーは流したままにしない
- 家族で1つの部屋に集まる、涼しい場所に出掛けるなど「クールシェア」をすることで、家庭でのエアコンの使用を控える

公共施設でもクールシェア

市では、クールシェアを推進す

るため、公共施設の一部を開放します。各施設の開放場所・日時・条件は、各施設に確認してください。

開放施設

- 市役所、もりんぴあこ
- うづ、三里塚コミュニティセン
- ター、大栄支所、リサイクルプ
- ラザ、赤坂ふれあいセンター、
- 子ども館、保健福祉館、保健福
- 祉館大栄分館、市体育館、中
- 央・下総・大栄公民館、市立図
- 書館

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

小中学校の通学

指定学校変更・

区域外就学

市立小中学校の通学区域(学区)は、住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。

指定学校変更および区域外就学の要件

| 理由・事例 | 指定学校変更 | 区域外就学 |
|---|--------|-------|
| 地理的条件や通学路の安全を確保する場合 | ○ | — |
| 小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合 | ○ | — |
| 中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合*1 | ○ | — |
| 下校後の小学生を祖父母などが養育する場合 | ○ | ○ |
| 児童ホームに通う場合 | ○ | — |
| 住宅の建て替え・購入などによる場合 | ○ | ○ |
| 家庭の事情により住民票の異動が困難である場合 | ○ | ○ |
| 日本語指導などの支援を必要とする場合 | ○ | — |
| 児童・生徒の身体的理由による場合 | ○ | ○ |
| 特別支援学級就学に伴う場合 | ○ | — |
| いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合 | ○ | ○ |
| 小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合 | ○ | — |
| 小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合 | — | ○ |
| 指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合 | ○ | — |
| 兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合 | ○ | — |
| 指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合*1 *2 | ○ | — |

*1 成田中では、教室に余裕がないため、この要件での変更はできません
*2 市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります(左表参照)。

指定学校変更 市内に住む児童・生徒に対して、学区以外の市立小中学校への通学を認める

区域外就学 市外に住む児童・生徒に対して、市立小中学校への

通学を認める

新1年生の指定学校変更

来年度、小中学校へ入学する新1年生で指定学校変更を希望する人は、11月30日(水)までに学務課(市役所5階)へ申し出てください。受付開始日は次の通りです。

○小学校：8月下旬に送付する就学時健康診断の通知が届いた日

○中学校：8月1日(月)

部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は、9月15日(木)~10月31日(月)に申し出てください。指定日に親子で部活動を参観し、意思確認を行います。入学後の部活動の変更は認められません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

市長日誌



6月16日～30日

| | |
|-----|---|
| 16日 | 総務常任委員会 |
| 17日 | 成田空港周辺地域共生財団評議員会 |
| 18日 | 水防訓練 区長会研修会 |
| 21日 | 資源回収協同組合総会 |
| 22日 | 6月定例会市議会閉会 医学部設置に関する特別委員会 |
| 23日 | 戦没者慰霊塔供養会 成田商工会議所議員総会 |
| 24日 | 婦人防火指導員協議会総会 こども茶論(新山小) |
| 29日 | 地域振興連絡協議会総会 成田防犯連合会総会 |
| 30日 | 千葉県トラック協会印旛支部との災害時における緊急物資輸送に関する協定書調印式 道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会総会 |



訓練現場を視察(18日)

自衛官募集相談員

4人に委嘱されました

自衛官募集相談員は、任期2年で、自衛官志願者に関する情報提供、安定した入隊者の確保を図るための募集協力活動などの支援を行います。

相談員に委嘱された人は、次の4人です(敬称略)。

福智宏昌(花崎町)・羽生田浩明(加良部)・小山昭(玉造)・勝田健司(中台)

※くわしくは自衛隊成田地域事務所(☎22・6275)へ。

下総大栄都市計画

案の概要の縦覧と公聴会の開催

「下総大栄都市計画 都市計画

区域の整備、開発及び保全の方針」について、変更案の概要を縦覧できます。

また公聴会を開催し、皆さんの意見を伺います。

案の概要の縦覧

期間 7月15日(金)～29日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 都市計画課(市役所5階)、下総・大栄支所、県都市計画課

公聴会

日時 8月20日(土) 午前10時～正午(公述の申し出がない場合は中止)

会場 市役所6階中会議室

公述人の資格 市内に住所のある人、利害関係者

申し出方法 都市計画課にある公述申出書に必要事項を書き、意見の要旨を添えて、直接または

郵送で都市計画課(〒286・8585 花崎町760)へ。申し出者多数の場合は、抽選により公述人を選定(結果は本人に通知)

申し出期間 7月15日(金)～29日(金)(当日消印有効)

傍聴を希望する人は、当日直接会場へ(先着20人)。

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

農業用施設の水路

子どもを遊ばせないで

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や夏休み期間は、子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせない

てください。※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

土砂災害区域の地図作成

現地調査を実施します

県では、「土砂災害警戒区域」などの指定に向け、土砂災害が発生する恐れのある区域の地図を作るため、8月上旬～10月中旬に基礎調査を行います。

崖の状況が航空写真から判断できない場合は、調査員が住宅の敷地内に入って調査しますので、ご協力をお願いします。調査員は国際航業(株)の身分証を携帯しています。

※くわしくは成田土木事務所調整課(☎26・3631)へ。

空き地の管理

草刈機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりして、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の障害や火災の原因となりかねません。空き地の所有

者は、早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

公園内での打ち上げ花火

近隣の迷惑です

公園内で大きな音のする花火・ロケット花火・打ち上げ花火をすると、ほかの利用者や近隣の人たちの迷惑になります。また、大変危険ですので、絶対にやめましょう。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

今月の納期限

8月1日(月)

- ①固定資産税(第2期)
- ②国民健康保険税(第1期)
- ③後期高齢者医療保険料(第1期)
- ④介護保険料(第1期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

監査委員に三浦弘氏

市監査委員は、「市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者」から2人、「議員のうち」から1人の3人を選任しています。

前者の委員のうち1人の任期満了に伴い、7月1日付けで監査委員に三浦弘氏が選任されました。



三浦 弘 氏

夏の交通安全運動

正しいマナーで事故ゼロへ

7月10日(日)～19日(火)は夏の交通安全運動期間です。重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- 飲酒運転の根絶

一人一人がルールを守りましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

環境美化運動

ごみ拾いで住みよい環境づくり

8月7日(日)を中心に、区や自治会などの協力により、環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20・1530)へ。

下水道の使用人数の変更

井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たり1カ月に7立方メートル使用したものと計算します。水道水と井戸水を併用の場合は、下水道の使用水量に井戸水分として1人当

たり1カ月に3・5立方メートルを加えます。

転居などにより使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡し、変更手続きをしてください。

※くわしくは同課へ。

公共下水道の汚水管

雨水を流さないで

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。汚水管に大量の雨水が入るとポンプ場の排水能力を超え、道路上のマンホールから汚水が噴出する原因になります。

汚水管に雨水を絶対に流さないでください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

水道メーター交換に伺います

水道メーター

市では、有効期間が満了となる家庭や事業所などの水道メーターを順次交換します。交換作業は、市から委託を受けた業者が無料で

行います。作業員は水道部発行の身分証を携帯しています。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

介護保険制度の改正

食費・部屋代の負担軽減見直し

施設サービス利用者の食費・部屋代は原則本人の自己負担ですが、低所得の人については、申請により負担を軽減する制度があります。

しかし、保険料を負担する人などの公平性をさらに高めるため、その制度の利用者負担段階の判定に非課税年金(遺族・障害年金を含める)の見直しを行います。これにより、現在、利用者負担段階が第2段階であっても、非課税年金を一定額以上受給している人は、8月から負担段階が第3段階となり負担費用が増える場合があります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

| 施設名 | 測定日 | 測定の高さ 1m | 測定の高さ 0.5m | 測定の高さ 0.05m |
|---------------------------------|----------|-------------|---------------|----------------|
| 小中学校(37カ所) | 6月1日～27日 | 0.03～0.09 | 0.04～0.10 | 0.03～0.10 |
| 保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所) | 6月1日～27日 | 0.04～0.08 | 0.04～0.08 | 0.04～0.09 |
| 保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・ブランコなど | 6月1日～27日 | — | 0.04～0.10 | 0.04～0.14 |
| 市役所(花崎町) | 6月20日 | 0.08 | 0.07 | 0.07 |
| | 6月27日 | 0.07 | 0.07 | 0.07 |
| 下総支所(猿山) | 6月20日 | 0.09 | 0.09 | 0.11 |
| | 6月27日 | 0.08 | 0.09 | 0.09 |
| 大栄支所(松子) | 6月20日 | 0.06 | 0.07 | 0.07 |
| | 6月27日 | 0.06 | 0.06 | 0.07 |
| 大清水大気測定局(遠山中敷地内) | 6月20日 | 0.07 | 0.07 | 0.07 |
| | 6月27日 | 0.07 | 0.08 | 0.08 |
| 幡谷大気測定局(久住体育館隣) | 6月20日 | 0.06 | 0.07 | 0.07 |
| | 6月27日 | 0.07 | 0.07 | 0.07 |

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。